

令和3年6月25日

川口市スポーツ少年団
登録単位団代表者 各位

川口市スポーツ少年団
本部長 田中 一光

川口市スポーツ少年団 夏の活動について（通知）

平素より、本市スポーツ少年団活動の振興にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置は、措置区域を川口市とさいたま市に縮小し、7月11日まで延長することが決定いたしました。

県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床使用率や感染力が強い変異株への懸念を拭えません。

各団におかれましては、日々、適切な感染防止にお取り組みいただいておりますが、こうした状況下、改めて一人ひとりが「うつさない、うつらない」行動を心掛けるとともに、来月には夏休みが始まることも踏まえ、子ども達と一緒に安全、安心な団活動が展開できるよう運営にご配慮くださいますようお願いいたします。

つきましては、再掲となる部分もございますが、別紙、留意事項「コロナ禍における団活動について」をご確認いただき、団員・指導者・育成母集団等、団全体にご周知いただきますようお願いいたします。

【スポーツ少年団事務局】

川口市教育委員会 教育総務部 スポーツ課

TEL 048-259-7658

FAX 048-258-3400

コロナ禍における団活動について

1. 感染予防対策

- ・会場にいるすべての人はマスクおよびフェイスガード等類するものを着用する。(運動時はその限りでない)
- ・毎日検温と体調管理の記録をし、以下に該当する場合は活動を控える。
また、団体代表者は以下に該当する方がいないか全員に毎回確認する。
 - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な人に陽性者および感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・活動は短時間に留めること。指導者は短い時間でも効果的な運動となるよう工夫すること。
- ・活動(練習・大会等)会場にいる全員(保護者含む)の名前・健康状況を控え、1か月保管する。
- ・活動場所の換気は常に行う。
- ・屋内、屋外問わず、3“密”(密閉・密集・密接)を避け、ソーシャルディスタンス(概ね2メートル)を取る。呼気が激しくなる際は一層距離を開ける。
- ・休憩時間には、うがい・手洗い・消毒を徹底させ、タオル・飲料の共用はしない。
- ・大声での発声、声援、会話は控える。
- ・利用施設や使用する道具等は使用前後に必ず消毒を行う。
- ・団員、指導者、保護者等、団全体で活動内容を検討・確認し、了承の上活動する。
- ・施設の使用については管理者の指示に従い利用する。
- ・上位大会がある予選を兼ねた大会については「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」および競技団体から発信されるガイドラインを遵守し、十分な感染対策を行ったうえで実施する。
- ・**県境を越える活動(大会、交流会等)の開催や参加は控えること。**
- ・大会、練習試合等の遠征での車の送迎はできる限り各家庭で行い、やむを得ず乗り合わせる場合は各家庭了承のもと実施する。

2. 学校施設の利用について

本市スポーツ少年団は小・中学生の登録団員が多く、活動に学校施設を利用している単位団が多くあり、スポーツ少年団と学校との係わりは強いものとなっています。

学校施設を利用する少年団で万が一感染者が発生した場合に、消毒による休校措置、休校による学習の遅れ、児童生徒の精神的なダメージ、感染者に対する偏見等、学校への大きな影響が考えられます。

学校施設の利用にはより慎重になっていただき、交流会や大会等他地区の方々が多く集まる利用については控えていただきますようお願いいたします。

3. 『感染リスクが高まる「5つの場面」』について

新型コロナウイルス感染症は、主に「クラスター」を介して拡大することが分かっています。クラスター分析で得られた知見から、感染リスクが高まる「5つの場面」が新型コロナウイルス感染症対策分科会により提言としてまとめられました。単位団活動の中では十分留意し、極力さけて活動を計画してください。

- 【場面1】 飲食を伴う懇親会等
- 【場面2】 大人数や長時間に及ぶ飲食
- 【場面3】 マスクなしでの会話
- 【場面4】 狭い空間での共同生活
- 【場面5】 居場所の切り替わり

4. 移動・宿泊を伴う活動について ※別途資料あり

- ・「川口市スポーツ少年団 移動・宿泊を伴う活動について」や、各競技団体の感染症防止ガイドラインなどを参考にし、遵守すること。
- ・移動・宿泊を伴う活動については、詳細（感染対策、旅程など）を事前に保護者へ十分周知し、納得の上で、参加同意を得ること。
- ・移動・宿泊を伴う活動は種目代表と相談のうえ開催可否を決定し、各種目代表に詳細（感染対策、旅程など）を事前に報告すること。
- ・上記を遵守できない場合及び団員の安全を確保できない場合は、開催を控えること。

5. その他

- ・練習の内容については、各競技団体から発信されているガイドラインに沿って活動する。
- ・感染症への不安を理由に活動への参加を希望しない団員に対して、無理に参加させることなどないようにし、また、そういった団員及び保護者に不利益が及ばないように、団運営を行うこと。